

介護保険 送付先設定(解除)申請の注意事項

以下の事項に同意の上、申請してください。

- 1 介護保険送付先設定(解除)申請により送付先が変更されるのは、介護保険課から送付する郵便物のみになります。介護保険課以外の区から送られる他の郵便物については変更できません。
- 2 介護保険送付先設定(解除)申請にあたっては、被保険者本人、親族等の同意を得てください。
- 3 既に発送準備がされている郵便物については、送付先の変更が間に合わない場合があります。
- 4 送付先住所を病院または介護施設にする場合、宛名は被保険者本人の氏名となります。病院職員または施設職員宛てにすることはできません。
- 5 設定した送付先を改めて変更する場合または解除する場合は、再度介護保険送付先設定(解除)申請が必要です。
- 6 次のいずれかに該当した場合、送付先設定を解除することがあります。
 - ・送付先設定について被保険者本人、親族等の同意が得られていないと認められた場合
 - ・虚偽による届出であると認められた場合
 - ・設定した送付先に郵便物が届かない場合